

# 「御代田町立地適正化計画策定業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領

(令和3年(2021年)5月31日決裁 都市計画係)

## 1 目的

この要領は、御代田町が発注する「御代田町立地適正化計画策定業務委託」の契約に当たり、意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するための「公募型プロポーザル方式」に係る事務手続を定めたものです。

本要領に規定する事項以外の業務発注者の選定事務は、従来どおり財務会計関係規定に基づいて実施します。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

御代田町立地適正化計画策定業務委託

### (2) 業務内容

別紙「業務内容説明書」のとおり

### (3) 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月24日まで

### (4) 発注者

御代田町

### (5) 事業規模

提案内容の事業規模は、消費税を含め20,690千円を上限とします。

1年目 7,890千円

2年目 12,800千円

## 3 スケジュール

内 容	期 間
公募開始	令和3年6月3日(木)
参加表明書の提出期限	令和3年6月14日(月)まで
質問書等の提出期限	令和3年6月30日(水)正午まで
質問書の回答期間	令和3年7月2日(金)までにEメールにより回答する。 一般的な質問は、参加資格が適当と認められた事業者全員に公開する。
技術提案書等の提出	令和3年7月1日(木)から 令和3年7月9日(金)正午まで
プレゼンテーション	令和3年7月20日(火)を予定
結果通知	令和3年7月26日(月)以降を予定

\*参加表明書、質問書、技術提案書等を持参する場合は、受付時間を月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時(祝日及び正午から午後1時までを除く。)までとします。

## 4 参加資格

(1) 御代田町入札参加資格名簿の建設コンサルタントに登録されており、かつ、

登録業種として建設部門の「都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 測量法（昭和 22 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 令和 3 年 7 月 1 日（木）時点で、事業所所在地の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づき指定された暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人として使用していない者
- (7) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者
  - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
  - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをがなされていない者
  - ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者
  - エ 破産法（昭和 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
  - オ 銀行取引停止処分がなされていない者
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## 5 参加表明書の提出

### (1) 申込期間

令和 3 年 6 月 3 日（木）午前 9 時から  
令和 3 年 6 月 14 日（月）午後 5 時まで

### (2) 提出書類

ア 参加表明書（様式－1）

イ 企業の業務実績（様式－2）

#### ① 記載上の留意事項

- 1) 主な業務経歴は、技術提案書を提出する日の前日から過去 10 年以内に完了した業務のうち、同種又は類似業務の実績を 1 件以上記入してください（5 件以上記載した場合は、記載した順に 5 件までを評価の対象とします。）。
- 2) 記載した業務を確認できる契約書等の写しを添付してください。

ウ 予定技術者の経歴等（様式－3）

#### ① 記載上の留意事項

- 1) 予定技術者の資格が確認できる書類の写しを添付してください。
- 2) 主な業務経歴は、技術提案書を提出する日の前日から過去 10 年以内に完了した業務のうち、同種又は類似業務の実績を 1 件以上記入してくだ

さい（5件以上記載した場合は、記載した順に5件までを評価の対象とします。）。

- 3) 記載した業務を確認できる契約書等の写しを添付してください。
- 4) プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と記載すること。
- 5) 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は、企業名等も記載すること。

エ 4 参加資格のうち、(5)を証明する書類

オ 事業所所在地の納税証明書(法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税)。

なお、未納がないことの証明でも可 各1部

※ 納税証明書については、3か月以内に発行のもので、原本、写しどちらでも可

### (3) 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。なお、郵送で提出される場合、封筒等の表面に「御代田町立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル参加表明書在中」と記載し、「一般書留」「簡易書留」のいずれかにより郵送願います。

なお、受付期間内に電話により提案募集事務局へ書類が到着しているかの確認をお願いします。

【提出先】 御代田町建設水道課都市計画係（担当 小林靖、佐藤広和）

〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

電話番号 0267-32-3129（直通）

### (4) 参加資格の適否

参加資格の適否については、令和3年6月17日（木）までに参加表明書を提出いただいた事業者全員に、Eメールでお知らせします。

## 6 質問・回答

### (1) 質問期間

令和3年6月18日（金）午前9時から

令和3年6月30日（水）正午まで

### (2) 質問内容

質問書（様式-4）をEメールにより提出してください。質問内容は、特定テーマ及び業務内容並びに技術提案の内容についての質問のみとします。

### (3) 提出先

Eメールアドレス：tokei@town.miyota.nagano.jp

メールタイトル：「プロポーザルの質問について」

### (4) 回答

ア 回答は、Eメールで回答

イ 特定テーマ及び業務内容並びに技術提案の内容で、発注者が求める項目に係る質問又は事務手続に係る一般的な質問の場合は、参加資格が適当と認められた事業者全員にEメールで回答する。

ウ 技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては、Eメールにより回答する。

## 7 技術提案書等の提出

### (1) 提出書類

参加資格を有する者は、次の書類を提出してください。また、提出書類については、別途 CD-R 又は DVD-R の電子媒体で1部提出してください（電子媒体で提出するデータは、PDF 形式で読み込みが可能なものを作成し、ウイルス検査を実施した後、MicrosoftWindows10 で作動可能なものとします。）。

#### ア 技術提案書（様式－5）

##### ① 記載上の留意事項

1) 簡素に記載してください。

2) 技術提案書の内容は、次の2つの特定テーマ及びその他提案を1つまでとします。1テーマにつきA4判片面2枚（2ページ）以内（書式は自由）としますが、図表、写真等の掲載に伴う添付資料の追加は可とします。追加の添付資料は、1テーマにつきA4判片面2枚（2ページ）又はA3判片面1枚までとします。カラー、白黒印刷についての指定はありません。部数については、原本1部、写し10部を提出してください。

なお、技術提案書には、会社名の記述はしないでください。

##### ② 特定テーマ

###### 1) 特定テーマ1（様式5-1）

御代田町が目指す「究極的に住みやすいまち」「居住先に選ばれるまち」を実現させるために必要な居住環境や都市機能・都市基盤のあり方の提案

###### 2) 特定テーマ2（様式5-2）

上記に関連した、子どもたちの教育や子育てに関連した施設のあり方の提案

##### ③ その他提案（自由提案）（様式5-3）

上記のほか、御代田町の今後のまちづくりにとって必要かつ有効な施策の提案

#### イ 業務実施方針及び業務取組体制（様式－6）

##### ① 記載上の留意事項

1) 本業務に対する方針、業務を進めるうえでの留意事項や、スケジュール、作業フロー及び取組（作業）体制等について簡素に記載してください。

2) A4判片面2枚以内又はA3判片面1枚以内（書式は、自由）にまとめて原本1部、写し10部を提出してください。

#### ウ 見積書（様式－7）

「御代田町立地適正化計画策定業務委託」の見積りを作成し、記名押印したものを1部提出してください。

##### ① 記載上の留意事項

費用の積算に当たっては、国及び県が公表している価格については、これを使用すること。

(2) 提出期限

令和3年7月9日(金) 正午

(3) 提出方法

「5 参加表明書等の提出(3) 提出方法」【提出先】に、持参又は簡易書留による郵送(提出期限までに必着)により提出してください。なお、郵送で提出される場合には、提出期限までに電話で書類が到着していることの確認をお願いします。

8 選考委員会(プレゼンテーション)

(1) 実施日 令和3年7月20日(火)

- ア 詳細については、決定文書で連絡する。
- イ 上記は、現在の予定。変更の場合がある。

(2) 場所 御代田町役場

(3) 時間 各社30分(準備時間及び質疑応答時間を除く。)

(4) 提出方法

デジタルプレゼンテーションをする際に使用する資料(データ)については、CD-R又はDVD-Rの電子媒体を5(3)の提出先に、持参又は簡易書留による郵送(7月14日(水)正午必着)により1部提出してください。なお、郵送で提出される場合には、提出期限までに電話で書類が到着していることの確認をお願いします。

(5) その他

ア 使用するパソコン及びプロジェクターは、当町で用意します。

イ 各種使用できるバージョンは、次のとおりです。

- 1) Microsoft Word 2019
- 2) Microsoft Excel 2019
- 3) Microsoft PowerPoint 2019

なお、提出する電子媒体は、ウイルス検査を実施したものとする。

ウ 提出締切日以降の資料等の追加、配布は、受け付けません。

9 審査

(1) 選考委員

選考委員会は、学識経験者を含む8名の選考委員による評価を実施します。

(2) 審査対象項目

プレゼンテーションをした事業者のうち、評価の合計点が高いものから、優先交渉権者、次点交渉権者を選定します。審査は、別に定める事業者選考会により、厳正に審査します。評価項目は、次のとおりです。

- ① 技術提案に対する基本的な考え方と方針
- ② 特定テーマに関連した技術提案力
- ③ その他の技術提案力
- ④ 見積価格の妥当性

なお、企業、技術者の実績等については、評価の対象としますが、事務局での採点とし、選考委員による審査対象ではありません。

### (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント登録	・登録の有無
2 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容 ・地域精通度	・実績の有無 ・県内又は当町に類似した市町村での実績の有無
3 配置予定の管理技術者	・管理技術者の状況	・配置予定者の有無
4 技術職員の状況(専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格職員の有無 ・有資格職員の経験の有無

#### イ 非該当理由に関する事項

- 1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、御代田町長から通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(御代田町の休日を定める条例(平成元年条例第21号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、御代田町長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により実施する。
- 4) 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - ① 受付場所 5(3)に同じ。
  - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、土日祝日及び正午から午後1時までを除く。
  - ③ 受付方法 原則としてEメール(回答を受ける担当者名、電話番号を併記すること。)による。  
なお、到達したことを電話で5(3)の担当者に確認すること。
  - ④ 回答方法 原則としてEメールによる。

### (4) 技術提案書を特定するための評価基準

ア 技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。

評価項目	評価事項		評価の視点
参加事業者の業務実績及び配置予定の技術者の資格等 (25点)	事業者の業務実績等 (4点)	業務経歴(2点)	・豊富な経歴を有しているか。
		地域精通度(2点)	・県内又は当町の地域性に酷似した地域において、同類の業務経験を有しているか。
	管理技術者 (9点)	資格(3点)	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか。
		同種・類似業務の実績(3点)	・県内又は当町の地域性に酷似した地域において、同類の業務経験を有しているか。
		手持ち業務量(3点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか。
	照査技術者 (6点)	資格(2点)	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか。
		同種・類似業務の実績(2点)	・県内又は当町の地域性に酷似した地域において、同類の業務経験を有しているか。
		手持ち業務量(2点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか。
	担当技術者 (6点)	資格(2点)	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか。
		同種・類似業務の実績(2点)	・県内又は当町の地域性に酷似した地域において、同類の業務経験を有しているか。
		手持ち業務量(2点)	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか。
	技術提案の内容 (25点)	全体像(10点)	
的確性(10点)		・十分な実施体制がとれているか。(5点)	
		・スケジュールを的確にとらえているか。(5点)	
提案内容の質疑に対する応答性(5点)		・質問に対してわかりやすく、かつ、的確に回答しているか。(5点)	
特定テーマ1に関する技術提案の内容(40点)	的確性(10点)		・技術提案が、特定テーマ1の内容を的確にとらえているか。(10点)
	実現性(30点)		・御代田町の地域性を活かした実現可能な内容か。(15点)
・具体的かつ質の高い内容か。(15点)			
特定テーマ2に関する技術提案の内容(40点)	的確性(10点)		・技術提案が、特定テーマ2の内容を的確にとらえているか。(10点)
	実現性(30点)		・御代田町の地域性を活かした実現可能な内容か。(15点)
・具体的かつ質の高い内容か。(15点)			

その他の提案に関する技術提案の内容(30点)	独創性 (10点)	・独創性がある技術提案となっているか。(10点)
	実現性 (20点)	・御代田町の地域性を活かした実現可能な内容か。(10点)
技術者の技術力及び意欲等(10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する。(10点)	・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか。(10点)
費用と技術提案の整合性(5点)	採用すべき優れた技術提案に加点(5点)	・技術提案に優れ、かつ、技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか。(5点)
評点の合計結果		／175点

#### イ 特定者への通知に関する事項

特定したものに対して、御代田町長から特定した旨の通知をし、随意契約をする。

#### ウ 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、御代田町長から通知する。
- 2) 上記1)の理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、御代田町長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により実施する。
- 4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
  - ① 受付場所 5（3）に同じ。
  - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、土日祝日及び正午から午後1時までを除く。
  - ③ 受付方法 原則としてEメールによる。なお、到達したことを電話で5（3）の担当者に確認すること。
  - ④ 回答方法 原則としてEメールによる。

#### 10 その他

- (1) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された技術提案書は、返却しません。
- (3) 提出された技術提案書の著作権は、応募事業者に帰属します。
- (4) 「御代田町公文書公開条例」等関連規定に基づく公開その他当町が必要と認

める用途に用いる場合、選定事業者の技術提案書類の全部又は一部を、当町が将来にわたり無償で使用することができるものとします。

(5) 提出された技術提案書は、審査目的以外には応募事業者に無断で使用しないものとします。

(6) 受注者は、当町が令和3年度に発注予定の「都市再生整備事業計画」(履行期間は、令和3年度から令和4年度まで。)の策定業務を随意契約により締結する可能性があります。

#### 11 問い合わせ先

御代田町建設水道課都市計画係

〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

電話番号 0267-32-3129 (直通)

Eメールアドレス [tokei@town.miyota.nagano.jp](mailto:tokei@town.miyota.nagano.jp)

担当者 小林靖、佐藤広和

以 上

(以下余白)